

# 多目的室（大）での高所作業についてのご案内

2023年4月現在

多目的室（大）では、労働安全衛生法施行令に伴い、舞台設営及び演出上の高所作業において利用者様には以下の墜落制止用器具等の使用をご案内させていただきます。

高所作業での適法性の確保及び墜落による災害の未然防止を目的としておりますので、趣旨ご理解の上、ご利用の際しましてはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 【多目的室（大）設備での高所作業のお願い】 ※下線部は必須事項です。

バトン等の昇降時	ヘルメットの着用（推奨）
キャットウォーク	ヘルメット及びフルハーネス型墜落制止用器具の着用
脚立（お持ち込み時）	天板作業は禁止です。 転倒防止のため、1～2名で脚立の補助をしてください。
	ヘルメットの着用（推奨）

- ・キャットウォークでの作業には、**フルハーネス型墜落制止用器具の着用を必須**とします。
- ・**当施設でのフルハーネス型墜落制止用器具の貸出しは行いません。**着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものを、利用者側でご用意、ご持参をお願いします。

## 【持込機材での高所作業】

持込みの脚立やイントレ及びレイヤーでの作業においても、落下や転倒など事故の恐れがありますので、法令に基づき安全に充分ご注意くださいようお願い申し上げます。

「労働安全衛生施工例の一部を改正する政令」（平成30年6月8日政令第184号）、「労働安全衛生規則等の一部を改正する政令」（平成30年6月19日厚生労働省令第75号）、「安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示」（平成30年厚生労働省告示第249号）に基づきます。